

船橋市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、猫よけ器を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 猫よけ器の貸出しの対象者は、第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害を軽減しようとする目的をもった市民又は市内に事業所を有する事業者とする。

（貸出申請）

第3条 猫よけ器の貸出しを受けようとする者は、市長に次の書類を提出して申請するものとする。

(1) 猫よけ器（超音波発生装置）借用申請書（第1号様式）

(2) 市内に住所又は事業所を有することの証明書（住民票、住民基本台帳カード、自動車運転免許証、登記事項証明書等）の原本照合後の写し

（貸出期間）

第4条 猫よけ器の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して14日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

（貸出台数及び使用場所）

第5条 猫よけ器の貸出台数は、1世帯又は1事業者当たり1台とし、その使用場所は、貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の市内の所有地又は借地とする。

（貸出料）

第6条 猫よけ器の貸出しは、無料とする。ただし、猫よけ器の稼働に際し、必要な電池等にかかる費用に関しては、借受者の自己負担とする。

（借受者の責務）

第7条 借受者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の

厳守を含む）。

(2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。

(3) 猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。

(4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。

(5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。

(6) 貸出期間を厳守すること。

(7) その他市長が定める事項

（損害賠償）

第8条 借受者の責めに帰すべき理由によって猫よけ器を滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

- 3 猫よけ器の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づいて調整した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

猫よけ器（超音波発生装置）借用申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名

電話番号

船橋市猫よけ器（超音波発生装置）貸出要綱第3条の規定により、以下のとおり猫よけ器の借用を申請します。

設置場所	
設置予定期間	

なお、借用にあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) 猫よけ器を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の
厳守を含む）。
- (2) 猫よけ器を承認を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 猫よけ器の権利を譲渡し、又は猫よけ器を転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用すること。
- (5) 猫よけ器を使用した後は、清掃し、速やかに返却すること。
- (6) 貸出期間を厳守すること。
- (7) その他市長が定める事項

センター記入欄

貸出しの可否 可 否
貸出期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
貸出台数 台
猫よけ器番号